

審査請求に対する裁決に関する件

平成30年(2018年)9月25日提出

札幌市長 秋元克広

市長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条の規定に基づく費用返還決定を受けたにもかかわらず、納期限までに返還すべき額を納付しない者(以下「審査請求人」という。)に対し、平成29年12月5日、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定に基づく督促処分を行った。

これに対し、審査請求人から、平成30年3月6日、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求がなされたが、当該審査請求に係る審査請求書の不備について、相当の期間として定めた期限までに審査請求人が補正しなかったため、これを却下することとしたいから、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされる同法による改正前の地方自治法第231条の3第7項の規定により議会に意見を求める。

## 記

### 1 審査請求人

札幌市清田区在住者

### 2 審査請求に係る処分

地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく督促処分

### 3 審査請求の要旨

生活保護法第63条の規定に基づく費用返還決定が誤りであり、当該決定により返還すべき額を納付することも困難であることから、上記2の処分は、取り消されるべきである。